

# 静岡市景観条例

平成20年3月21日

静岡市条例第18号

静岡市都市景観条例（平成15年静岡市条例第228号）の全部を改正する。

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第9条）
- 第2章 景観計画及び景観計画重点地区（第10条・第11条）
- 第3章 法に基づく行為の規制に係る細目等（第12条—第17条）
- 第4章 景観重要建造物、景観重要樹木及び地域景観資源
  - 第1節 景観重要建造物（第18条—第22条）
  - 第2節 景観重要樹木（第23条—第27条）
  - 第3節 地域景観資源（第28条—第31条）
- 第5章 住民等による自主的な活動の促進（第32条—第35条）
- 第6章 表彰及び助成等（第36条・第37条）
- 第7章 静岡市景観審議会（第38条—第40条）
- 第8章 雑則（第41条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、静岡市における良好な景観の形成に関し、基本理念を明らかにし、これに基づく市、市民及び事業者の責務その他の基本的な事項を定めるとともに、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行その他良好な景観の形成に関し必要な事項を定めることにより、都市と豊かな自然と人々の生活が調和した心地よさが感じ続けられるまちの形成を図り、もって豊かで活力のある市民生活を実現することを目的とする。

#### （基本理念）

第2条 水辺、山並み等の豊かな自然の環境が形成する景観と歴史、文化、経済活動等の人々の暮らしや営みが創り出す景観が織り成す良好な景観は、現在の市民が先人たちから承継したかけがえのない財産であり、将来の市民が承継することができるよう、永く持続するものでなければならない。

2 景観の整備及び保全は、良好な景観を維持するとともに、新たに良好な景観を創り出し、都市と豊かな自然と人々の生活が調和した心地よさが感じ続けられるまちを形成するために

行われなければならない。

3 景観の整備及び保全のために行う財産権その他の権利の制限は、適正なものでなければならない。

4 景観の整備及び保全は、市、市民及び事業者の協働により、それぞれの地域の住民の意向を尊重して、行われなければならない。

(定義)

第3条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(市の責務)

第4条 市は、良好な景観の形成を図るため、総合的な施策を策定し、これを計画的に実施するものとする。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、市民又は事業者の意見又は要望が十分に反映されるよう努めるものとする。

3 市は、良好な景観の形成に関する知識の普及及び意識の高揚を図るため、必要な措置を講じるものとする。

4 市は、公共施設の整備を行うに当たっては、良好な景観の形成に関する先導的な役割を果たすものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、自らが景観を形成する主体であることを認識し、互いに協力して積極的に良好な景観の形成に寄与するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動に関し、地域の個性に十分配慮し、積極的に良好な景観の形成に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(財産権等の尊重及び公益との調整)

第7条 市長は、この条例の運用に当たっては、財産権その他の権利を尊重するとともに、公益との調整に留意しなければならない。

(諸制度の活用)

第8条 市長は、良好な景観の形成を推進するため、この条例に定めるもののほか、都市計画

法（昭和43年法律第100号）、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）、都市緑地保全法（昭和48年法律第72号）その他の関係法令に基づく良好な景観の形成に資する諸制度を活用するよう努めるものとする。

（国等に対する協力要請）

第9条 市長は、良好な景観の形成に関し必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体に対し、必要な協力を要請するものとする。

## 第2章 景観計画及び景観計画重点地区

（景観計画）

第10条 市長は、法第8条第1項の景観計画（以下「景観計画」という。）に同条第2項各号に定める事項のほか、良好な景観の形成に関し必要な事項を定めることができる。

2 市長は、景観計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ第38条の静岡市景観審議会の意見を聴くものとする。

（景観計画重点地区）

第11条 市長は、景観計画において、景観計画の区域内にあつて地域の特性にふさわしい良好な景観を形成するために特に重点的に取り組む必要があると認める地区を景観計画重点地区（以下「重点地区」という。）として定めることができる。

2 市長は、前項の規定により重点地区を定めたときは、当該重点地区における法第8条第2項第3号の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項について、重点地区ごとに定めることができる。

3 市長は、第1項の規定により重点地区を定めたときは、当該重点地区における良好な景観形成を図るために必要な施策を実施するものとする。

## 第3章 法に基づく行為の規制に係る細目等

（届出の対象とならない行為）

第12条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げるものとする。

（1）法第16条第1項第1号又は第2号に規定する行為（法第16条第1項第2号に規定する行為にあつては、規則で定める工作物に係る行為に限る。）であつて、規則で定める規模以下であるもの

（2）法第16条第1項第3号に規定する行為

（3）前2号に掲げるもののほか、通常管理行為、軽易な行為その他の行為（法第16条第7項第1号に規定する行為を除く。）であつて、規則で定めるもの

2 前項第1号の規則で定める工作物及び規則で定める規模並びに同項第3号に規定する規則

で定める行為は、景観計画の区域内において定められた地区ごとに定めることができる。

(特定届出対象行為)

第13条 法第17条第1項の条例で定める行為は、法第16条第1項第1号又は第2号の届出を要する行為とする。

(行為の完了の届出)

第14条 法第16条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為が完了したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(勧告の手続)

第15条 市長は、法第16条第3項の規定により勧告をしようとするときは、あらかじめ第38条の静岡市景観審議会の意見を聴くものとする。

(勧告に従わない旨の公表)

第16条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表をしようとする場合には、当該勧告を受けた者に、あらかじめ、規則で定めるところにより、その理由を通知するとともに、意見を述べる機会を与えるものとする。

(必要措置命令の手続)

第17条 市長は、法第17条第1項又は第5項の規定により必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ第38条の静岡市景観審議会の意見を聴くものとする。

#### 第4章 景観重要建造物、景観重要樹木及び地域景観資源

##### 第1節 景観重要建造物

(景観重要建造物の指定等の手続)

第18条 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物の指定をしようとするときは、あらかじめ第38条の静岡市景観審議会の意見を聴くものとする。

2 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物の指定をしたときは、規則で定めるところによりその旨を告示するものとする。

3 前2項の規定は、法第27条第1項又は第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除について準用する。

(原状回復命令等の手続)

第19条 市長は、法第23条第1項の規定により原状回復を命じ、又はこれに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命じようとするときは、あらかじめ第38条の静岡市景観審議会の意見を

聴くものとする。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第20条 法第25条第2項の規定により条例で定める景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 当該景観重要建造物に消火栓、消火器その他の消火設備を設けること。
- (2) 当該景観重要建造物の滅失を防ぐため、その敷地、構造及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第3号に規定する建築設備の状況を定期的に点検すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準として規則で定めるもの

(必要措置命令等の手続)

第21条 市長は、法第26条の規定により必要な措置を命じ、又は勧告しようとするときは、あらかじめ第38条の静岡市景観審議会の意見を聴くものとする。

(勧告に従わない旨の公表)

第22条 市長は、法第26条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとする場合には、当該勧告を受けた者に、あらかじめ、規則で定めるところにより、その理由を通知するとともに、意見を述べる機会を与えるものとする。

## 第2節 景観重要樹木

(景観重要樹木の指定等の手続)

第23条 市長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ第38条の静岡市景観審議会の意見を聴くものとする。

- 2 市長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木の指定をしたときは、規則で定めるところによりその旨を告示するものとする。
- 3 前2項の規定は、法第35条第1項又は第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。

(原状回復命令等の手続)

第24条 市長は、法第32条第1項において準用する法第23条第1項の規定により原状回復を命じ、又はこれに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命じようとするときは、あらかじめ第38条の静岡市景観審議会の意見を聴くものとする。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第25条 法第33条第2項の規定により条例で定める景観重要樹木の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 当該景観重要樹木の良い景観を保全するため、せん定その他の管理を行うこと。
- (2) 当該景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病虫害の駆除その他の措置を行うこと。
- (3) 前2号に定めるもののほか、景観重要樹木の管理の方法の基準として規則で定めるもの  
(必要措置命令等の手続)

第26条 市長は、法第34条の規定により必要な措置を命じ、又は勧告しようとするときは、あらかじめ第38条の静岡市景観審議会の意見を聴くものとする。

(勧告に従わない旨の公表)

第27条 市長は、法第34条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとする場合には、当該勧告を受けた者に、あらかじめ、規則で定めるところにより、その理由を通知するとともに、意見を述べる機会を与えるものとする。

### 第3節 地域景観資源

(地域景観資源の指定)

第28条 市長は、第1節の景観重要建造物及び前節の景観重要樹木のほか、良好な景観を形成する重要な資源であって、次に掲げるものを地域景観資源として指定することができる。

- (1) 建築物又は工作物（建築物を除く。以下同じ。）
- (2) 樹木
- (3) 公共施設（第1号に掲げるものを除く。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるもの

- 2 市長は、前項各号に掲げるもののほか、良好な景観を眺望できる地点を地域景観資源として指定することができる。

- 3 市長は、前2項の規定により地域景観資源の指定をしようとするときは、あらかじめ、第38条の静岡市景観審議会の意見を聴くとともに、当該指定しようとするものの所有者及び権原に基づく占有者（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。

- 4 市長は、第1項又は第2項の規定により地域景観資源の指定をしたときは、その旨を、規則で定めるところにより告示するとともに、当該地域景観資源の所有者等に通知するものとする。

- 5 市長は、第1項又は第2項の規定により地域景観資源の指定をしたときは、規則で定める

ところにより、これを表示する標識を設けるものとする。

(現状変更行為等の届出)

第29条 前条第1項又は第2項の規定により指定した地域景観資源の現状を変更し、若しくは当該地域景観資源を移転し、若しくは除去し、又は当該地域景観資源に係る所有権その他の権原を移転しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、その内容を市長に届け出なければならない。

(地域景観資源の保全等の施策)

第30条 市長は、第28条第1項又は第2項の規定により地域景観資源の指定をしたときは、その保全又は活用を図るために必要な施策を実施するものとする。

(地域景観資源の指定の解除)

第31条 市長は、第28条第1項又は第2項の規定により指定した地域景観資源について、滅失、毀損その他の事由によりその指定の理由が消滅したとき、又は公益上その他特別の理由があるときは、その指定を解除することができる。

2 市長は、前項の規定により地域景観資源の指定を解除しようとするときは、あらかじめ第38条の静岡市景観審議会の意見を聴くものとする。

3 第28条第4項の規定は、地域景観資源の指定の解除について準用する。

#### 第5章 住民等による自主的な活動の促進

(重点地区景観形成協議会)

第32条 市長は、重点地区の住民が自主的に当該重点地区における良好な景観の形成を促進するための活動を行うことを目的として設置した団体で、当該重点地区の良好な景観の形成に寄与すると認めるものを重点地区景観形成協議会として認定することができる。

2 前項の規定による重点地区景観形成協議会の認定は、次に掲げる事項のすべてに該当することを要件として行うものとする。

(1) 当該重点地区における良好な景観の形成を促進するための活動を行うことを目的とするものであること。

(2) 当該重点地区に存する土地、建築物等（建築物及び規則で定める工作物をいう。以下同じ。）又は広告物等（屋外広告物及びこれを掲出する物件をいう。以下同じ。）の所有者等の多数により組織されるものであること。

(3) 規則で定める事項を規定する規約が定められているものであること。

3 市長は、第1項の規定により認定した重点地区景観形成協議会が前項に規定する要件を欠くに至ったとき、その他重点地区景観形成協議会として適当でなくなったと認めるときは、

当該認定を取り消すことができる。

(景観まちづくり協議会)

第33条 市長は、一定の地域（重点地区として定められた地域を除く。）の住民が自主的に当該一定の地域における良好な景観の形成を促進するための活動を行うことを目的として設置した団体で、当該一定の地域の良好な景観の形成に寄与すると認めるものを景観まちづくり協議会として認定することができる。

2 前項の規定による景観まちづくり協議会の認定は、次に掲げる事項のすべてに該当することを要件として行うものとする。

(1) 当該一定の地域における良好な景観の形成を促進するための活動を行うことを目的とするものであること。

(2) 当該一定の地域に存する土地、建築物等又は広告物等の所有者等の多数により組織されるものであること。

(3) 規則で定める事項を規定する規約が定められているものであること。

3 市長は、第1項の規定により認定した景観まちづくり協議会が前項に規定する要件を欠くに至ったとき、その他景観まちづくり協議会として適当でなくなると認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

(美しいまち静岡を推進する市民の会)

第34条 市長は、市民又は事業者が自主的に美しいまちづくりの推進を図るための活動を行うことを目的として設置した団体で、良好な景観の形成に寄与すると認めるものを美しいまち静岡を推進する市民の会として、認定することができる。

2 前項の規定による美しいまち静岡を推進する市民の会の認定は、次に掲げる事項のすべてに該当することを要件として行うものとする。

(1) 美しいまちづくりの推進を図るための活動を行うことを目的とするものであること。

(2) 10人以上の会員で構成されていること。

(3) 規則で定める事項を規定する規約が定められているものであること。

3 市長は、第1項の規定により認定した美しいまち静岡を推進する市民の会が前項に規定する要件を欠くに至ったとき、その他美しいまち静岡を推進する市民の会として適当でなくなると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(自主的な活動を促進するための施策)

第35条 市長は、第32条から前条までに定めるもののほか、市民又は事業者が自主的に行う良好な景観の形成に関する活動を促進するために必要な施策を実施するものとする。



## 第6章 表彰及び助成等

### (表彰)

第36条 市長は、良好な景観の形成に寄与すると認める建築物等、広告物等その他の物件について、その所有者等、設計者その他の関係者を表彰することができる。

2 市長は、前項の規定によるもののほか、良好な景観の形成に著しく寄与すると認める個人又は団体を表彰することができる。

### (助成等)

第37条 市長は、景観重要建造物、景観重要樹木及び地域景観資源の所有者等並びに重点地区景観形成協議会、景観まちづくり協議会、美しいまち静岡を推進する市民の会その他良好な景観の形成に寄与すると認める活動を行う個人又は団体に対し、予算の範囲内において、当該活動に要する費用の一部を助成し、又は必要な技術的援助を行うことができる。

## 第7章 静岡市景観審議会

### (設置)

第38条 市長は、良好な景観の形成の円滑な推進を図るため、静岡市景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### (審議事項)

第39条 審議会は、この条例に規定するもののほか、市長の諮問に応じて、良好な景観を形成するために市長が必要があると認める事項について審議し、答申する。

2 審議会は、この条例に規定するもののほか、良好な景観の形成に関し市長に意見を述べることができる。

### (組織)

第40条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 市民

3 市長は、前項第2号に掲げる者を委員に選任するに当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。

4 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

## 第8章 雑則

(委任)

第41条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、平成20年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 第10条第2項の規定は、前項本文に規定するこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に景観計画を定め、又はこれを変更しようとするときから適用する。

(施行前に重点地区を定める行為等)

- 3 景観計画において、法第8条第2項各号に定める事項のほか、良好な景観の形成に関し必要な事項を定める行為若しくは重点地区を定め、若しくは当該重点地区における法第8条第2項第3号の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項を定める行為又はこれらを変更する行為は、施行日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 4 改正前の静岡市都市景観条例（以下「改正前の条例」という。）第12条第1項の規定により美しいまちづくり協議会として認定された団体（以下「旧美しいまちづくり協議会」という。）であって、この条例の施行の際、現に当該団体の地域の全部又は一部について、前項の規定により重点地区が定められているものは、施行日に第32条第1項の規定により重点地区景観形成協議会として認定されたものとみなす。
- 5 旧美しいまちづくり協議会であって、この条例の施行の際、現に当該団体の地域の全部について、附則第3項の規定により重点地区が定められていないものは、施行日に第33条第1項の規定により景観まちづくり協議会として認定されたものとみなす。
- 6 改正前の条例第25条第1項の規定により美しいまち静岡を推進する市民の会として認定された団体であって、この条例の施行の際、現に存するものは、施行日に第34条第1項の規定により美しいまち静岡を推進する市民の会として認定されたものとみなす。
- 7 改正前の条例第40条第1項の規定により静岡市都市景観審議会の委員として委嘱された者であって、施行日の前日において、現に静岡市都市景観審議会の委員であるものは、施行日に第40条第2項の規定により審議会の委員として委嘱されたものとみなす。
- 8 前項の規定により審議会の委員として委嘱されたものとみなされた委員の任期は、第40条第4項本文の規定にかかわらず、平成21年9月4日までとする。